

委員からの指摘事項について

- 1．社会教育施設における指定管理者制度の適用について
… 1
- 2．博物館における学芸員等の設置及び資質向上について
… 2
- 3．文化に関するアーカイブについて
… 3
- 4．海賊版対策について
… 4

社会教育施設における指定管理者制度の適用について

1. 公民館、図書館及び博物館における整理

- (1) 公民館、図書館及び博物館の社会教育施設については、指定管理者制度を適用し、株式会社など民間事業者にも館長業務を含め全面的に管理を行わせることができること。
- (2) 社会教育法第27条第1項、図書館法第13条第1項及び博物館法第4条第1項が館長の必置を定めているところ、公民館、図書館及び博物館に指定管理者制度を適用する場合においても、地方公共団体又は指定管理者が館長を必ず置かなければならないこと。また、博物館については、博物館法第4条第3項が学芸員の必置を定めているので、指定管理者制度を適用する場合においても、地方公共団体又は指定管理者が学芸員を必ず置かなければならないこと。
- (3) 社会教育法第28条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条が館長その他の職員の任命を教育委員会が行うことを定めているが、教育委員会の任命権は公務員たる職員を対象とするものであり、公民館、図書館及び博物館に指定管理者制度を適用する場合において指定管理者が雇う者は公務員ではないことから、教育委員会の任命権の対象ではなく、したがって社会教育法第28条及び地教法第34条は適用されず、よって教育委員会による任命は不要であること。

2. 主な留意事項について

- (1) 公民館、図書館及び博物館における指定管理者制度の適用については、住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体が指定管理者制度を適用するか否かを判断するものであること。
- (2) 指定管理者に管理を行わせる「業務の範囲」については、施設の目的や態様等を踏まえ、地域の実情に応じて、「公の施設の設置の目的を効果的に達成する」観点から設定し、条例において明確に定めること。
- (3) 公民館、図書館及び博物館に指定管理者制度を適用する場合においても施設の適正な管理の確保に努めるとともに、個人情報の取扱には特に留意すること。
- (4) 図書館に指定管理者制度を適用する場合においては、利用料金の設定に際して図書館法第17条が入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価の徴収を禁じていることに注意すること。
- (5) 管理委託制度を適用している施設について、管理委託制度に替えて引き続き指定管理者制度を適用する場合においては、平成15年9月2日から起算して3年以内に、当該施設の管理に関する条例を改正し、指定管理者の指定等を行う必要があるものであること。

博物館における学芸員等の設置及び資質向上について

1. 博物館法上の学芸員の設置に関する規定

博物館法上、学芸員については必置職員となっている(博物館法第4条第3項)。

< 参照条文 >

博物館法(昭和26年12月1日法律第285号)

(館長、学芸員その他の職員)

第4条

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

2. 公立博物館の設置及び運営上望ましい基準

「公立博物館の設置及び運営に関する基準」(昭和48年文部省告示第164号)では、6人以上の学芸員又は学芸員補を置くことになっていたが、改正後の「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成15年文部科学省告示第113号)では、規制緩和・大綱化の方針から、学芸員等の設置人数を明記していない。

< 参照条文 >

博物館法(昭和26年12月1日法律第285号)

(設置及び運営上望ましい基準)

第8条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準(平成15年文部科学省告示113号)

(職員)

第九条 博物館には、館長及び学芸員を置き、博物館の規模及び活動状況に応じて、事務又は技術に従事する職員を置くよう努めるものとする。

3. 学芸員等の資質向上について

本件については、中央教育審議会生涯学習分科会において検討が行われ、中央教育審議会総会に、「今後の生涯学習の振興方針について(審議経過の報告)」が提出され、引き続き検討が行われているところ。

中央教育審議会総会(第39回) - 「今後の生涯学習の振興方針について」(審議経過の報告) 関係機関・団体等の活動の活性化のために 4. 生涯学習振興を担う職員等の在り方

・ 図書館の司書や博物館の学芸員等の専門性を高めるため、資質向上のための資格要件の向上も必要であるとの意見もある。また、資格要件を上げるだけでなく、資格取得後にも定期的に再教育し、資格を更新していくという仕組みや高度な専門性を評価する制度について検討してはどうかという意見もあり、今後、更に議論を進めることが必要と考えられる。

文化に関するアーカイブについて

文部科学省ホームページによる情報提供

- ・文化審議会の会議資料を公開
- ・白書等データベースシステムにより、文部科学白書、文部省年報等を公開
- ・告知・通知等データベースシステムにより、法令、文化庁各種事業に関する通知等が検索可能

文化庁ホームページによる情報提供

- ・「我が国の文化行政」、文化庁の各種事業紹介

文化情報の類型による保存・公開の現状

1. 文化庁等の政策文書・公文書等
公文書 → 文部科学省又は国立公文書館にて保存
- 教育科学白書
各種報告書 → 文部科学省内図書館、文部科学省ホームページ等にて公開
- 審議会答申
懇談会等報告書 → 文部科学省又は文化庁ホームページにて公開
2. 国や地方の有形・無形文化遺産に関する情報 → 「文化遺産オンライン構想」にて公開
3. 国語施策に関する情報 → 文化庁内ホームページ内「国語施策情報システム」を通じて提供
4. 伝統芸能や現代舞台芸術等の公演記録 → (独)日本芸術文化振興会ホームページ内「文化デジタルライブラリー」にて公開
5. 公立文化施設に関する情報 → (社)公立文化施設協会ホームページ内の「公立文化施設データベース」、「施設情報掲示板」にて提供

海賊版対策について

1. これまでの取組み

(1) 知的財産戦略本部の取組み

アジア諸国等における海賊版の問題に関しては、2002年3月に政府内に設置された「知的財産戦略本部」において、「模倣品・海賊版対策の強化」が重要な課題の一つとして取り上げられています。2004年12月には、この問題に対する国際社会における関心の高まりや、対策の強化を求める権利者や産業界等からの声を受けて、「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」が取りまとめられました。

2005年6月に策定された「知的財産推進計画2005」においては、「模倣品・海賊版拡散防止条約」を国際社会に向けて提唱し、実現を目指すことが求められています。2005年7月に英国グレンイーグルズで開催されたG8サミットにおいて、小泉総理大臣は模倣品・海賊版対策の重要性について提唱され、同サミットでは「効果的な権利執行による知的財産の海賊版・模倣品の削減」について特別声明が採択されました。

(2) 文化庁の取組み

文化庁では、「知的財産推進計画2005」に基づき、二国間協議による著作権侵害発生国・地域への取締強化の要請、欧米などとの連携の強化、途上国を対象とした研修等の協力事業の実施、アジア諸国の一般国民を対象とした著作権教育事業、我が国の企業など権利者による諸外国での権利行使の支援等を通じて、総合的な海賊版対策事業を実施しています。

具体的には、アジア・太平洋諸国等の著作権関係者を招へいし、各国における動向や連携協力の在り方等について情報交換・意見交換を行うための国際セミナーを開催したり、途上国の著作権関係者を招へいし、著作権保護に関する研修プログラムを実施し、各国の国内法の整備や、著作権管理団体の育成を支援したりしています。一般国民を対象にした著作権教育セミナーは、昨年度はベトナム、今年度はミャンマーで実施し、大変高い評価を得ています。また、我が国の権利者が侵害発生国で実際に権利執行を行う際に役立つ即戦力とするため、昨年度は台湾を対象にハンドブックを作成し、今年度は中国版を作成中です。

(3) 官民合同の取組み

実効性ある海賊版対策を実施していくためには、官民の連携が不可欠です。文化庁は、国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)、コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)などの民間団体などと連携して官民合同対中ミッションに参加しています。官民合同対中ミッションは、2002年12月、2004年5月、2005年4月及び6月に実施され、国家版權局等中国の関係機関を訪問し、海賊版の取締りの強化を要請しています。また、CODAでは、海賊版の取締りを容易にするため、CJマークを各国で商標登録し、摘発を強化する取組みを始めています。CODAの取組みには、文化庁及び経済産業省が連携して支援しています。

2. 成果

CODAの構成メンバーが、海外の取締機関と連携し、中国等において、著作権に基づく権利執行を実施し、2005年1月から8月の間に、日本のコンテンツに関する権利侵害として465件を摘発し、122名を逮捕、海賊版DVD/VCDを約235万枚押収しました。

このように、各国における海賊版対策が進む中で、東アジアにおける、レコード・CD等のパッケージの侵害率は減少傾向にあります。(下表のとおり)しかし、インターネット化が進む中でディスク等の有体物にコンテンツが収録された形態の海賊版のみならず、インターネットを介したコンテンツの違法利用が急増しているという問題が指摘されています。

3. 今後の課題

今後とも、一般の人々の意識啓発事業に対する支援を行うとともに、権利者による権利執行の支援、官民が一体となった取組みを強化していくことが必要です。

具体的には、中国、韓国、台湾との間で著作権に特化した二国(地域)間協議の開催、自由貿易協定(FTA)策定の協議における、WCT及びWPPT等の著作権関連条約への早期加盟の要請、アジア地域での一般の人々を対象とした著作権教育のセミナーの開催、アジア諸国等において権利者が権利執行を行うための手続き等に関する情報を提供するマニュアルの作成、官民合同でのシンポジウムやセミナーの開催、米国、EU等と連携しながら、G8サミット、APEC、OECD等における海賊版問題への取組みに対する合意形成など、官民が協力して実効性のある海賊版対策を進めて行く予定です。

東アジアにおける世界のレコード・CD等の侵害率の推移(2000年/2004年)

